

取引登録審査申請（変更）要領

大阪市高速電気軌道株式会社

工事請負、測量・建設コンサルタント等、物品供給・業務委託、各部購入の取引登録審査申請済みの内容に変更があった方は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）に次の方法により申請してください。

※ 大阪市内に変更申請していない事業者の方は、入札参加有資格者名簿に変更内容が登録されてから、当社に申請してください。

1 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

2 申請書類の提出

申請書類は、変更に係る書類のみを提出してください。

審査業務を円滑にするため、取引情報登録シート（変更用）【Excelファイル】を送信後、概ね7日以内に送付（持参）してください。

3 有効期間

登録完了日～2021年3月31日

4 申請方法

申請書類は、変更内容に係る書類のみを提出してください。

- (1) 当社のホームページから取引情報登録シート（変更用）【Excelファイル】をダウンロードしてください。

ホームページアドレス

http://www.osakametro.co.jp/business/contract/torihikisaki_touroku.html

- (2) **変更の有無にかかわらず、すべての項目について入力してください。**

必要事項を次の順番で入力シートに入力し、送信先アドレスに送信してください。
ただし、大阪市内に登録している内容と同じものを入力してください。

- ア 「業者募集申請入力シート（変更用）」【エクセルシート】
すべての項目について入力してください。
ただし、本社・本店で契約する場合、「支社・支店・営業所情報」を入力しないでください。また、支社・支店・営業所で契約する場合、「本社・本店情報」は必ず入力してください。
- イ 「債権・債務情報登録入力シート（変更用）」【エクセルシート】
「業者募集申請入力シート」【エクセルシート】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、未入力の項目のみすべて入力してください。

送信先アドレス keiyaku-1@osakametro.co.jp

(3) 申請書類は、変更内容に係る書類のみを提出してください。

次の書類を大阪市高速電気軌道株式会社調達部契約課に郵送又は持参にて提出してください。

以下の申請書は、会社の代表者又は受任者で申請してください。

- ア 「取引登録審査申請（変更）に必要な書類」【ワードファイル】
これにより提出書類に不足がないか確認してください。必要事項を入力後、印刷してください。
- イ 「取引登録審査申請書（変更用）」【ワードファイル】
代表者で申請する場合は、代表者欄に必要事項を入力後、印刷し、実印又は使用印を押印してください。
受任者を代理人と定める場合は、契約上の受任者欄に記載押印してください。
- ウ 「使用印鑑届（変更用）」【ワードファイル】
- (ア) 必要事項を入力後、印刷し、実印、使用印、請求印を押印してください。
- (イ) 実印及び使用印は契約手続き等に使用する印鑑を届けてください。
- (ウ) 実印及び使用印については、
本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名
支店登録をする場合は受任者の役職名又は氏名
が表示されたものに限りです。
※ 実印であっても役職名又は氏名が表示されていないものは使用印とすることができません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。また、社名や部署名のみ印鑑も使用印とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。
- (エ) 請求印は、代金の請求・受領の際に使用する印鑑を届けてください。
使用印と同じ印、又は社印（角印）など法人名・商号名・団体名が表示されたもので差し支えありません。
- エ 「印鑑証明書」（法人の場合）又は「印鑑登録証明書」（個人の場合）
発行日から3か月以内の原本に限ります。
- オ 「確約書（変更用）」【ワードファイル】
必要事項を入力後、印刷し、実印又は使用印を押印してください。
- カ 「業者募集申請書（変更用）印刷提出用」【エクセルシート】

「業者募集申請入力シート（変更用）」【エクセルシート】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、それを確認して「印刷1～2」をA4で印刷してください。

キ 「債権・債務情報登録書（変更用）印刷提出用」【エクセルシート】

「債権・債務情報登録入力シート（変更用）」【エクセルシート】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、それを確認して「印刷3～4」をA4で印刷してください。

- (4) 当社で、変更申請の入力内容や大阪市での有資格を確認させていただきます。この際、入力内容等に不備のある場合は、メール、電話等で確認の連絡をすることがあります。

6 希望種目について（工事請負のみ）

当社の工事請負は、大阪市に登録している希望種目を準用します。

7 注意事項

- (1) 申請内容の重要な事項について虚偽の申告をした場合には、入札参加資格の承認を受けられません。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 申請行為（電子メールでのデータ送付及び提出書類の送付（持参））は複数回しないようにしてください。また、当社の承諾なく複数回の申請行為や指定様式以外のものを使用した場合は、申請が無効となることがありますので十分注意してください。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合は、必ず変更申請手続きを行ってください。
- (4) 法人化・会社合併・会社分割・事業譲渡による変更が生じた場合も、必ず変更申請手続きを行ってください。

8 提出先

〒550-8552

大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市高速電気軌道株式会社調達部契約課

電話 06-6585-6271

9 問合せ先

<業者募集申請書関係>

大阪市高速電気軌道株式会社調達部契約課

電話 06-6585-6271

<債権・債務情報登録書関係>

大阪市高速電気軌道株式会社経理部会計課

電話 06-6585-6195